

※お電話でお問い合わせの前に、必ずお読みください。

本研修についてよくあるご質問と回答

Q.現任研修の対象者とは？

A. 要綱1ページ項目4.「(3) 現任研修対象者」欄に記載してあります。

この場合の「現任」とは、介護支援専門員として実務に従事していることのみを指すのではなく、(1)(2)に明記された有効期限日より後に、介護支援専門員証の有効期間が満了する方を指します。また、この場合のお申込みには、3年以上の実務経験証明が必要です。

Q.複数の事業所で勤務経験があるのですが、すべての実務経験証明書を提出が必要ですか？

A. 要綱1ページ目、項目4.における(1)、(2)、(3)をまずお読みください。

(1) 更新対象者の方：説明文中に(勤務の長短を問わない)とありますので、現在介護支援専門員としてお勤めの方は、現事業所で直近の証明書を作成依頼してください。

(2) 2回目の更新対象者の方：今お持ちの介護支援専門員証(顔写真を貼付した携行用サイズのもの)の有効期間中の実務経験に係る証明書をご提出ください。それ以前の実務経験につきましては、本研修での実務経験とはみなされません。

(3) 現任対象者：3年間すべての実務経験証明書が必要です。その間、事業所を移っている場合は、3年のうちに含まれる全事業所の証明書の提出が必要となります。

Q 第4回以降の募集日程について“…開催しない場合があります”との記載がありますが？

A. 本年度の更新研修は、定員総数2,500名を想定し、コース設定を行いました。平成25年2月に京都府高齢者支援課が行った「仮申込」への回答では、受講予定者数が定員を大幅に下回っております。

そのため、特に仮申込みが少なかった第4回以降の募集日程(O～AAコース)については、今後、受講申込みが一定数を下回った場合、効率的な研修実施の観点から、開催を中止することとしております。

開催中止の場合は、当会ホームページ等にてお知らせするとともに、当該コースにお申込みいただいた方には、やむを得ずコース移動のお願いをさせていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

また、可能な方は、なるべく第2回、第3回募集日程にてお申込みください。

Q.「仮申込」で出したコースと違うコースで申込みたいのですが？

A. 申込み可能です。京都府高齢者支援課からのご案内にありました通り、「本申込」をしていただかないと、本研修へのお申込みは成立いたしません。指定の書式を使用の上、正しい時期にお申込みください。

Q.実務経験がないのですが？

A. 実務従事者更新研修・専門研修〈課程Ⅱ〉は実務経験がないと受講できません。2回目更新

の方で、今お持ちの介護支援専門員証の有効期間内に実務経験のない方や、今回が初めての更新で、一度も介護支援専門員として勤務されていない方は、「実務未経験者更新研修」を受けていただく必要があります。詳細は今年度の実施団体である、京都府社会福祉協議会 研修課（075-252-6296）へお問い合わせください。

Q. 更新研修・専門研修<課程Ⅰ>はいつごろ開催するのですか？

A. 夏ごろ開催予定です。開催要綱の配付はそれにあわせて行いますので、いましばらくお待ちいただければと存じます。

Q. 非現任・事業所に属していない場合の事業所の記載は必要ですか？

A. 基本的に事業所の個人あてに決定通知・不可通知を送付させていただいておりますので、現在、介護支援専門員としての勤務をされていない方や、所属先のない方につきましては、ご自宅あてに送付させていただきますので、空けておいてください。

Q. 基礎資格の欄には何を書けばよいのですか？

A. 介護支援専門員実務研修受講試験の受験時にお持ちだった資格や実務経験など（例：介護福祉士、相談援助5年）をご記入ください。

以上

平成25年4月版